

# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14  
電話 (243) 0141  
14 年 7 月 28 日

## 活動日程

七月三十一日 共済理事会  
八月二日 日本母親大会  
八月三日 青年部主催地引網

## 業者全体・国民みんなの幸せをめざすのが民商 新潟民商第六七回総会開催

七月二〇日東映ホテルで一五五名の代議員・評議員の参加で総会が開催されました

### 高橋武昌会長が「民商のとは」訴えた挨拶

安倍政権は集団的自衛権の容認の閣議決定を強行で自衛隊を戦地に送る策動を強めています。「平和こそ営業と生活の安全保障」に確信を持ち奮闘しましょう。消費税増税が強行され国税通則法が改悪されました。新潟民商はこれを跳ね返すために自主計算・自主申告の運

動を中心にしてきました。今納税者の権利を守る民商に打撃を与えようと倉敷民商の事務局員を逮捕するといふ弾圧事件が起きました。倉敷民商を守ることは新潟民商を守ることです。支援を強めましょう。

民商はどうあるべきでしょう。読者を一五名増やした中央支部長は、分かり易く入局二カ月の局員に語ってくれました。「相談し合える仲間がいる。政治を知ることが出来る。業者全体・国民全体の幸せをめざしている」と。みんなの幸せを願い団結して運動しましょう。

### 総会にて支部功労者で表彰を受けた

### 中央支部

### 中村支部長からメッセージ

本日も出席の方々ご苦労様です。

自分が民商に入会して三〇年余り過ぎました。過ぎる月日が余りに早過ぎる感じがします。大した民商運動も出来ず年だけ取りました。

皆さんは民商運動をどう思っておられますか。

民商団体は自分だけ良くなれば良いと云う団体では有りません。入会しがけは署名、拡大と云われると又かと思つた事が多々有りました。近年ようやく分かつた事は国民全体の運動である事と分かりました。遅過ぎる感じもします。国民全体が幸せな日々を送り、幸せな家庭を築き、楽しく生きていく運動である事が分かりました。今はそんな思いで民商運動を頑張っています。支部では読者七名やれば達成でしたが一〇部から一五部迄割合とスムーズに拡大出来まして喜んでおります。

最後にこれからも皆さんと一緒に民商運動に励むつもりでおります。どうか一緒に頑張ろうではありませんか。

本日は大変有難う御座いました。

追伸、安倍政権は戦争が出来る国に換えようとしています。絶対させてはならないと思っています。

中央支部 中村憲三



# 再び集団で市役所へ 債権管理課交渉

七月一五日（火）、新潟市債権管理課との交渉を行いました。新潟民商からは一五名が参加し、同課課長と課長補佐が対応しました。

## 会員さんが闘う決意

会員のAさんは、延滞金の減免について訴えました。同じく延滞金で困っているBさんは、納税の猶予を却下され納得が出来ずにいます。「延滞金で困っている他の人の為にも私は闘い続ける」と発言しました。

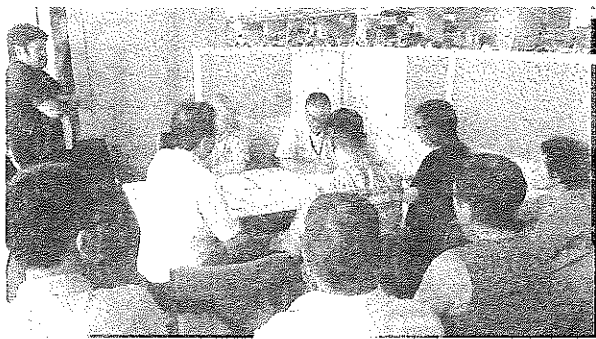
## 窓口職員の対応 相談に乗らず差押え

次に、現在の生活状況が苦しくて困っているCさんは、その現状をまとめた資料をもって窓口相談にいきました。しかし、窓口の職員は資料に目を通さずに、税金を払わなければ差押えをするという話をしました。Cさんは「相談に行ったのに、差押えの説明会だった。その四日後に差押えになった」と言います。これに対し課長は「職員への指導はしてあります、今度は私が対応するので来て下さい」と答えました。

## 「払わない人」「払えない人」別の対応を

Dさんは、市による「債権保全のための差押え」は、生活状況が苦しく払えない人にとって「困っている人をさらに追い込む」と言いました。「希望を持って税金を払っていただけるようにしてほしい」と訴えました。

先日、新潟市は滞納者に「差押え」についての写真付き文章を送りました。この中には差押えの件数や給与・車・不動産を差押えている写真が載せてあるのです。これは相手を畏怖させて税金を払わせる行為です。このような行為についても新潟民商は抗議していきます。



# 消費税率 8% に伴い申告時、計算方法が変わります、(前回のつづき) 支部で学習会開催を!

事業区分	みなし仕入率	
	H27.3.31 以前	H27.4.1 以降
第1種 (卸売業)	90%	90%
第2種 (小売業)	80%	80%
第3種 (製造、建築、農林水産業等)	70%	70%
第4種 (飲食店業)	60%	60%
(金融・保険業)	60%	—
第5種 (運輸・通信、サービス)	50%	50%
(金融・保険業)	—	50%
(不動産業)	50%	—
第6種 (不動産業)	—	40%

前回に引き続き、学習していきましょう。  
消費税の申告には「一般課税制度」「簡易課税制度」の二種類があります。  
簡易課税制度を適用するには、基準期間の課税売上高が500万円以下であり届出書の提出が必要です。  
みなし仕入率は見直しが決定していませんので、別表を参照してください。  
また、中間申告の基準額も見直しがありませんが、関係する方は確認が必要です。  
変更箇所が多くより複雑になりましたが、しつかり学習して正しく申告していきましょう。

### <一般課税制度>

納税消費税額 = 課税売上に係る消費税 - 課税仕入に係る消費税

### <簡易課税制度>

納税消費税額 = 課税売上に係る消費税 - 課税売上に係る消費税

×事業別みなし仕入率